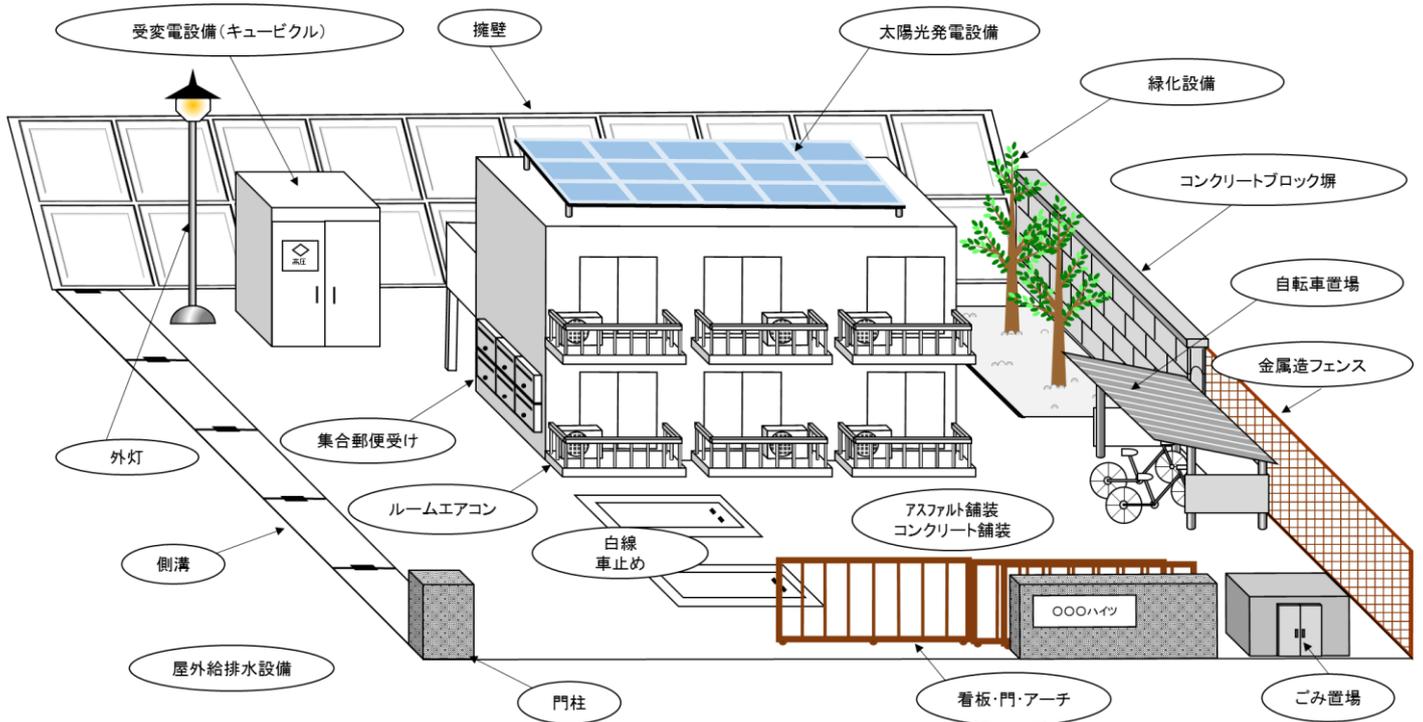


共同住宅を建築された方へ

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産を所有している方に課税されます。

償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、構築物や機械装置、工具、器具及び備品等をいいます。

共同住宅（アパート）等、不動産賃貸業を営んでいる方が所有する事業用資産は、土地及び家屋をのぞき、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。



＜ 耐用年数の例 ＞ (参考)

償却資産	耐用年数 (※)	償却資産	耐用年数 (※)
受変電設備 (キュービクル)	15年	太陽光発電設備	17年
外灯	10年	屋外給排水設備	15年
側溝	15年	緑化設備	20年
集合郵便受け	10年	コンクリートブロック塀	15年
ルームエアコン (備付け)	6年	金属造フェンス	10年
舗装 アスファルト	10年	門・アーチ 金属製	20年
舗装 コンクリート	15年	門・アーチ その他	10年

※上記の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

＜問い合わせ先＞ 甲府市役所 資産税課 家屋係 電話055-237-5426 (直通)